

(2) 別表 (1～4)

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現 状

(1) 地域の災害リスク

(総合ハザードマップ)

- ◆ 広川水系広川の水位周知区間その他について、水防法の規定により想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面である。
- ◆ 洪水浸水想定区域等は、指定時点の広川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨に伴う洪水により広川が氾濫した場合の浸水状況をシミュレーションにより予測したもの。
- ◆ なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合がある。
- ◆ 指定の前提となる降雨 広川流域の12時間総雨量 710 mm

(洪水・土砂災害)

広川町総合ハザードマップによると、洪水は、広川流域の12時間総雨量710mmの大雨が降った場合にどの地域がどの程度浸水するかを示しており、商業・サービス業が集中する地域の70%が洪水浸水想定区域図（想定最大規模）で想定される水深0.5m～3.0m未満の浸水がおこると示されている。

また、土砂災害は、大雨などによって発生するおそれのある危険な箇所を土石流、急傾斜地、地すべりに分けて示している。山間部の居住地近くが、多く対象区域とされており、商工業者も存在している地域である。

(地震・津波)

広川町の総合ハザードマップによると、「南海トラフの巨大地震」及び「東海・東南海・南海3連動地震」による津波浸水想定をシミュレートしている。

また、広川町の市街地の商業地区の90%を超える範囲で、東海・東南海・南海3連動地震による津波浸水深1.0m～2.0m、南海トラフ巨大地震による津波浸水深3.0m～5.0mと予想されている。

大きな地震が発生すると建物が倒壊し、家具の下敷きになるなどの被害が生じ、道路や電気、ガス、水道などのライフラインの寸断、火災の発生など、大きな被害に発展する恐れがある。

(ため池)

広川町のため池ハザードマップによると、広川町内にある「ため池」が決壊した場合に、地域の方々の安全な避難行動に役立てることを示しており、地図面には、ため池が決壊した場合に想定される浸水範囲と、避難場所などの防災関連施設を掲載しているが、主に山間部の農業の田畑が多く集積している。

(その他)

いざというときの最新の連絡先や、事故などの警察署、火災・救急・消防、電気・水道・電話などのライフライン、医療機関などの住所と電話番号が明記されていて、商工業者のいち早い復旧に役立つこととなる。

【地域に関する情報確認手段】

- ・ 広川町ホームページ <https://www.town.hirogawa.wakayama.jp/>
- ・ 防災行政無線
気象情報や災害時における避難指示など、町民の皆さんの生活に影響を与える可能性がある場合に、情報をお知らせする。
- ・ 防災わかやまメール配信サービス
<http://bousai-portal.pref.wakayama.lg.jp/mail/mail.html>
(気象情報、河川水位情報、雨量情報、避難指示などの情報を携帯電話やパソコンに電子メールでお知らせするサービス。)
- ・ 和歌山県防災ナビアプリ
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011400/bousai/d00155183.html>

【感染症のリスク確認手段】

- ・ 新型インフルエンザ情報ひろば（内閣感染症危機管理統括庁）
<https://www.caicm.go.jp/index.html>
- ・ 新型コロナウイルス感染症について（内閣感染症危機管理統括庁）
<https://www.caicm.go.jp/citizen/corona/index.html>
- ・ 感染症情報（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者等数 2 4 3 人
- ・ 小規模事業者数 2 2 2 人

【内 訳】

令和6年4月1日現在

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	5 0	5 0	町内市内に広く分散しているがレッドゾーン集中傾向 ※早期に復興を要する
	製造業	3 1	2 6	町内に点在している
	卸・小売業	6 7	5 8	市街地の中心部に多い
	飲食業・宿泊業	1 5	1 3	数件点在している
	サービス業	3 3	2 9	町内に広く分布している
	その他	4 7	4 6	

(3) これまでの取組

① 広川町の取組

項 目	年 月	備 考
防災備品の備蓄		備蓄食糧（1日分） （アルファ化米、レトルトご飯、米粉クッキー、水、液体ミルク等） 毛布、マット、簡易ベッド、発電機、投光機、テント、簡易トイレ等
広川町総合ハザードマップの作成	R3. 3	洪水、土砂災害、津波のリスク情報を掲載 作成
広川町国土強靱化地域計画の更新	R4. 2	更新
広川町地域防災計画の更新	R4. 3	更新
広川町受援計画の作成	R4. 3	作成
広川町津波避難訓練の実施	R5. 10	抜き打ち訓練、津波避難訓練、無線通信訓練、水門・陸門閉鎖訓練
稲むらの火祭り実行委員会が「稲むらの火祭り」を開催	毎年10月	防災のこころを引き継ぎ伝えていくために毎年開催
11月5日世界津波の日 防災訓練の実施	R5. 11	列車避難訓練、シェイクアウト訓練、津波避難訓練
自主防災組織連絡協議会防災視察研修の実施	R5. 11	先進自治体である大阪府枚方市役所及び堺市総合防災センターを視察
広川町業務継続計画の作成	R6. 3	

② 広川町商工会の取組

項 目	年 月	備 考
和歌山県商工会連合会主催による事業継続力強化計画策定支援者研修に参加	R2. 7	事業者への啓発の進め方・ポイント、計画策定後の支援を学ぶ
事業継続力強化計画策定講座	R2. 10	作成の重要性を改めて確認
広川町商工会の事業継続計画書（BCP計画）	R2. 10	初版作成
事業者BCPに関する国の施策の周知	R2. 12	会員宛に郵送でチラシ配布
広川町商工会の事業継続計画書（BCP計画）	R3. 7	第2版作成 非常時体制表（臨時職員追加）、課題管理表（水常備検討、カセットコンロ等常備検討）
課題管理表による状況想定訓練	R4. 10	状況想定による課題等を追加記入
広川町商工会の事業継続計画書（BCP計画）	R4. 10	第3版作成 課題管理表（状況想定による課題等を追加記入）
商工会職員の非常用避難袋購入	R4. 12	職員4名分
商工会職員の非常用ヘルメット購入	R5. 1	職員4名分＋予備1個
広川町商工会の事業継続計画書（BCP計画）	R5. 2	第4版作成 課題管理表（商工会データバックアップ、各自の非常用ヘルメット常備、非常用避難袋常備）
広川町商工会の事業継続計画書（BCP計画）	R5. 12	第5版作成

P 計画)		2020 版保存版広川町総合ハザードマップを添付
全国商工会連合会の賠償保険「商工会ガード」に加入	R6. 5	
広川町商工会の事業継続計画書（BCP 計画）	R6. 6	第 6 版作成 課題管理表（全国商工会連合会の賠償保険「商工会ガード」に加入）
事業者へ BCP 作成の重要さと広川町総合ハザードマップの確認の必要性をアピール	通年	商工会 Facebook 等で情報提供
広川町が実施する毎年11月5日の防災の日に実施する防災訓練への参加及び協力	毎年	来賓、関係各位や町民、小学生も参加。今年は商工会から 3 名が参加。
広川町稲むらの火まつり実行委員会が主催する稲むらの火まつりへの参加及び協力	毎年10月	防災のこころを引き継ぎ伝えていくために毎年開催。 商工会から毎年 10 名程度が参加

2 課 題

- ・現状では、広川町商工会の BCP 計画が策定されているが、協力体制の重要性、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。また、事業継続力強化に関して小規模事業者にも助言できる程度の知識やノウハウを有する経営指導員等職員数が不足している。併せて和歌山県下の商工会の人事異動で事業継続力強化に関して小規模事業者を支援できる体制が変化する。
- ・広川町が示している地域防災計画や総合ハザードマップでは、緊急時の対策と避難を記載しているのだが、町民全体に理解されていないのが現状である。命を守る行動であることは間違いないので理解を進めないといけない。特に町の復興にいち早く活躍できる建設業がレッドゾーンに集中しているため早期復興の手立てが必要となる。
- ・保険業ではないので、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。
- ・事業継続力強化計画策定数が少ないのは、経営者 1 人、または家族専従者以外の従業員がいない事業者が多いことが原因で、すべてのことが経営者＝避難対象者で家族重視の計画になり、なかなか関心が向かないというか、必要性を感じていない傾向で、災害の時には事業継続力強化計画策定より家族で逃げるのが第一ということである。
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染症拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

3 目 標

- ・地区内小規模事業者に対し、自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を Facebook や LINE など周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、広川町商工会と広川町との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・建設業関係が多い広川町では、中心部である広地区に事業所が集中し、ハザードマップも、レッドゾーンであるため、いち早く復興に活躍できる建設業を中心にまずは対策を進める。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また地域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておく。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

4 その他

その他、必要に応じて広川町商工会と広川町は災害復旧に邁進するものとする。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 広川町商工会と広川町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

（1）事前の対策

発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるように事前の対策を強化する。

① 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、広川町が公表している総合ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・ 商工会報や町広報、ホームページ、商工会 Facebook 等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険・共済の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険・共済の紹介等を実施する。
- ・ 感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

② 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ （別添参照）事業継続計画
（令和2年10月1作成、現在、第6版令和6年6月28日更新）。

③ 関係団体等との連携

- ・ 特定非営利活動法人事業継続推進機構や和歌山県が包括連携協定を結ぶ損保会社、和歌山県火災共済協同組合等に講師の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーを広域地域エリアの商工会と共同して実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を依頼する。
- ・ 連携している損保会社や和歌山県火災共済協同組合等と共同して巡回支援を行い、保険・共済に対する助言を行うことができる商工会職員をOJTで育成する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険の紹介等も実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発依頼、セミナー等の共催。

④フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・広川町商工会と広川町防災担当部局（総務課庶務班）・商工担当部局（地域振興課振興班）とで、本計画の進捗状況の確認や改善点等について協議する機会を年1回以上設ける。
- ・広川町事業継続力強化支援協議会（構成員：広川町商工会正副会長及び事務局長、広川町総務課長、地域振興課長等）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

⑤当該計画に係る訓練の実施

- ・広川町総合ハザードマップより、自然災害（マグニチュード8の地震）が発生したと仮定し、広川町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

①応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。
（Facebook等のSNSを利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を広川町商工会と広川町で共有する。）
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、広川町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

②応急対策の方針決定

- ・広川町商工会と広川町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。（台風・豪雨における例）
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身が大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

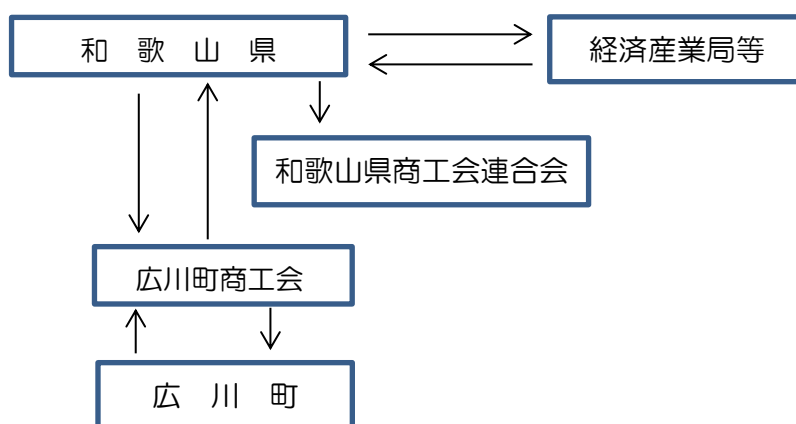
- ・本計画により、広川町商工会と広川町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
2週間～3週間	1日に2回共有する
4週間～2ヶ月	1日に1回共有する
3ヶ月以降	1週間に1回共有する

- ・平成27年6月に広川町で取りまとめた「広川町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、広川町新型インフルエンザ等対策本部の指示に従い、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

③発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・広川町商工会と広川町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・広川町商工会と広川町が共有した情報を、和歌山県地域防災計画や広川町地域防災計画に基づき報告する他、県の指定する方法にて広川町商工会より県へ報告する。



④応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、広川町と相談する（広川町商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・広川町内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や和歌山県、広川町等の施策）について、広川町内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

⑤地区内小規模事業者に対する復興支援

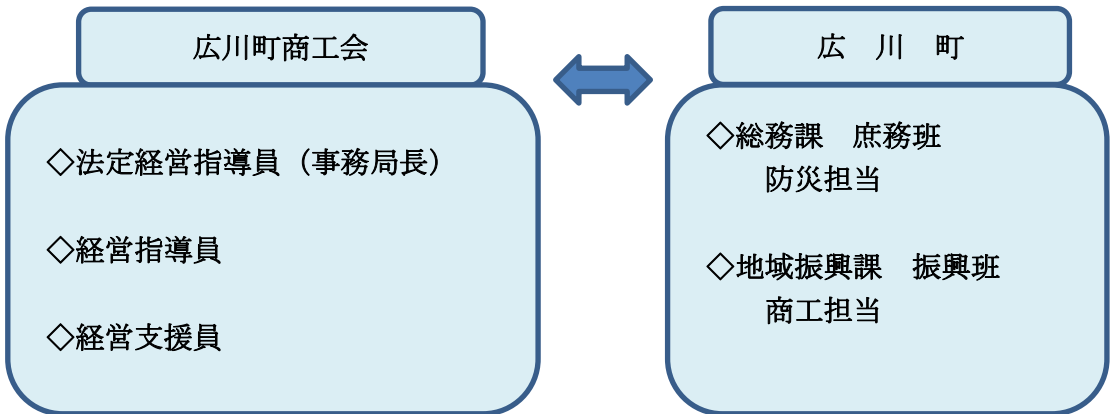
- ・ 広川町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。特に広川町の早期復興に必要な建設業の復興を急がせる。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を和歌山県や和歌山県商工会連合会に相談する。

⑥地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・ 本計画は、広川町商工会及び広川町のホームページ及び広報誌等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・ 本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに和歌山県商工振興課へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和 6 年 9 月現在)	
1 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)	
	
2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先 法定経営指導員 (事務局長) 川 嶋 教 夫 (連絡先は下記 3 (1) 参照)	
(2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等) ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う ・事業継続力強化支援計画の具体的な取組の企画や実行 ・事業継続力強化支援計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1 年に 1 回以上)	
3 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先	
(1) 商工会／商工会議所 広川町商工会 〒643-0071 和歌山県有田郡広川町大字広 6 5 8 番地の 4 TEL : 0 7 3 7 - 6 3 - 5 6 1 1 / FAX : 0 7 3 7 - 6 3 - 5 6 1 2 担当者 事務局長 川 嶋 教 夫 E-mail : hirogawa@w-shokokai.or.jp (代表アドレス)	
(2) 関係市町村 広川町 地域振興課 振興班 〒643-0071 和歌山県有田郡広川町大字広 1 5 0 0 番地 TEL : 0 7 3 7 - 2 3 - 7 7 6 4 / FAX : 0 7 3 7 - 6 3 - 3 0 8 5 E-mail : sangyou7@town.hirogawa.wakayama.jp	
4 その他 ・和歌山県火災共済協同組合、日本政策金融公庫和歌山支店国民生活事業など関係機関	

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和 7 年 度	令和 8 年 度	令和 9 年 度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度
必要な資金の額	310	260	310	260	110
・ 専門家派遣	60	60	60	60	60
・ 協議会運営費	20	20	20	20	20
・ 講習会・セミナー開催費	200	0	200	0	0
・ パンフ、チラシ等作製費	0	150	0	150	0
・ 情報提供等通信費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、手数料収入、広川町補助金、和歌山県小規模事業者支援補助金、 事業収入、和歌山県商工会連合会助成金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。